

平成の大合併

～市町村合併で裁判所はどうなるの？～

平成17年1月1日から平成18年3月31日までの間に、次の地域を管轄する簡易裁判所が変わりました。

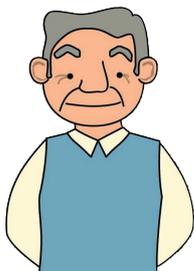
札幌高等裁判所管内

北海道 浜益郡浜益村（平成17.10.1石狩市に編入）
…滝川簡易裁判所 → 札幌簡易裁判所

東京高等裁判所管内

埼玉県 北埼玉郡川里町（平成17.10.1鴻巣市に編入）
…熊谷簡易裁判所 → 大宮簡易裁判所
千葉県 香取郡下総町及び同郡大栄町（平成18.3.27成田市に編入）
…佐原簡易裁判所 → 佐倉簡易裁判所

栃木県 上都賀郡粟野町（平成18.1.1鹿沼市に編入）
…栃木簡易裁判所 → 宇都宮簡易裁判所
群馬県 多野郡新町（平成18.1.23高崎市に編入）
…藤岡簡易裁判所 → 高崎簡易裁判所
静岡県 田方郡戸田村（平成17.4.1沼津市に編入）
…三島簡易裁判所 → 沼津簡易裁判所
山梨県 西八代郡上九一色村大字梯及び同村古閑（平成18.3.1甲府市に編入）
…鯉沢簡易裁判所 → 甲府簡易裁判所



最近、学校の社会見学で裁判所を訪れた高校生の法子さん。今日は近所に住む物知りの正じいさんと、裁判所の管轄区域について話しています。



法子 裁判所って全国各地にたくさん設置されているって聞いたんだけど、それぞれの裁判所が担当するエリアって決まっているの？

正 そうだよ。それぞれの裁判所が担当エリアを受け持つことで、日本全国どこでも同じように裁判所を利用できる仕組みになっているんだ。この担当エリアのことを管轄区域（かんかつくいき）といって、「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律」という法律の中で、各裁判所ごとに、主に市町村などの区域を基準に決められているんだよ。

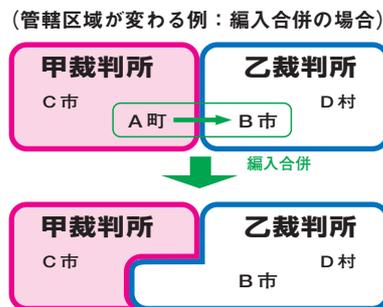
法子 そうかあ。そういえば、私の住む町は最近、隣町と合併して新しい市になったから、管轄する裁判所は変わったのかな？

正 おっ、いいところに気が付いたね。今、いわゆる「平成の大合併」で多くの市町村が生まれ変わっているんだよ。すると、さっ

き話したように、裁判所の管轄区域は市町村などの区域を基準に決められているから、市町村合併によってこの区域が変わったときには、裁判所の管轄区域も変わることがあるんだ。

法子 ふうん。じゃあ市町村合併があっても裁判所の管轄は変わらないこともあるのね。管轄区域が変わるのはどんな場合なの？

正 ちょっと難しいけど、それは「編入合併」といって、例えばA町とB市が合併する場合には、A町がなくなって、B市の一部になってしまうような合併のときなんだよ。



- 長野県 **木曾郡山口村**（平成17.2.13岐阜県中津川市に編入）
 …木曾福島簡易裁判所 → 中津川簡易裁判所
木曾郡檜川村（平成17.4.1塩尻市に編入）
 …木曾福島簡易裁判所 → 松本簡易裁判所
- 新潟県 **西頸城郡名立町**（平成17.1.1上越市に編入）
 …糸魚川簡易裁判所 → 高田簡易裁判所
豊栄市（平成17.3.21新潟市に編入）
 …新発田簡易裁判所 → 新潟簡易裁判所
白根市（平成17.3.21新潟市に編入）
 …新津簡易裁判所 → 新潟簡易裁判所
刈羽郡小国町（平成17.4.1長岡市に編入）
 …柏崎簡易裁判所 → 長岡簡易裁判所

- 和歌山県 **伊都郡花園村**（平成17.10.1同郡かつらぎ町に編入）
 …橋本簡易裁判所 → 妙寺簡易裁判所

広島高等裁判所管内

- 広島県 **賀茂郡黒瀬町**（平成17.2.7東広島市に編入）
 …呉簡易裁判所 → 東広島簡易裁判所
豊田郡安芸津町（平成17.2.7東広島市に編入）
 …竹原簡易裁判所 → 東広島簡易裁判所
豊田郡豊町及び**同郡豊浜町**（平成17.3.20呉市に編入）
 …竹原簡易裁判所 → 呉簡易裁判所
- 岡山県 **児島郡灘崎町**（平成17.3.22岡山市に編入）
 …玉野簡易裁判所 → 岡山簡易裁判所

大阪高等裁判所管内

- 京都府 **北桑田郡京北町**（平成17.4.1京都市に編入）
 …京都簡易裁判所 → 右京簡易裁判所
- 兵庫県 **宍粟郡安富町**（平成18.3.27姫路市に編入）
 …龍野簡易裁判所 → 姫路簡易裁判所
- 滋賀県 **愛知郡湖東町**（平成17.2.11周辺の市町と合併し東近江市となった。）
 …彦根簡易裁判所 → 八日市簡易裁判所（現東近江簡易裁判所）

高松高等裁判所管内

- 香川県 **綾歌郡国分寺町**（平成18.1.10高松市に編入）
 …丸亀簡易裁判所 → 高松簡易裁判所

福岡高等裁判所管内

- 福岡県 **浮羽郡田主丸町**（平成17.2.5久留米市に編入）
 …吉井簡易裁判所（現うきは簡易裁判所） → 久留米簡易裁判所

（注）地方裁判所及び家庭裁判所の支部や家庭裁判所出張所についても，上記の変更に伴って，管轄区域が変更されているところがあります。

法子 そうなの。つまり今の例で言うと，編入合併の場合にはB市が大きくなって，もとのA町の区域もB市になるのね。

正 そのとおり。ところで，こういった合併の場合に，もとのA町は甲裁判所の管轄区域に，B市は乙裁判所の管轄区域に属していたとしよう。このときA町がB市に編入される形で合併すると，もとのA町の区域もB市になるから，合併後はもとのA町の区域も乙裁判所の管轄区域に属することになる，つまり，裁判所の管轄区域が変わることになるんだよ。

法子 へえ，そうなんだ。じゃあ管轄区域が変わらない場合ってどんなとき？

正 「新設合併」といって，A町とB市の合併の例で言うと，A町もB市もなくなって，新しいE市に生まれ変わるときだよ。このときは，合併後も，もとのA町の区域は甲裁判所の管轄区域のまま，もとのB市の区域は乙裁判所の管轄区域のまま変わらないんだ。

このように，合併のしかたによって管轄区域が変わったり変わらなかったりするから，注意が必要なんだよ。

法子 なるほど。じゃあ，私の町と隣町がどちらの形で合併したのか，確認してみよっと。

正 そうだね。ちなみに裁判所のウェブサイトには，市町村合併による管轄区域の変更が盛り込まれた管轄区域表が載っているらしいけど，実際に裁判所を利用するときには，念のため近くの裁判所に確認した方がよさそうだね。

（管轄区域が変わらない例：新設合併の場合）

